

令和6年第4回生駒市選挙管理委員会 会議録要旨

- 1 開催日時 令和6年3月30日午前10時00分～午前11時20分
- 2 開催場所 生駒市役所4階401会議室
- 3 出席委員 委員長 新田博司
委 員 前田邦典
委 員 中谷隆一
委 員 山本有佳里
- 4 事務局出席 事務局長 竹本好文 局長補佐 久保悟史 主任 中村知憲

5 議案

生駒市選挙管理委員会委員長の選挙について

指名推薦により、新田博司委員が委員長に決定しました。

なお、委員長の職務代理者は、新田委員長の指定により、前田邦典委員に決定しました。

議案第8号 生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示の制定について

原案のとおり決定しました。

議案第9号 生駒市選挙管理委員会告示第1号の一部を改正する告示の制定について

原案のとおり決定しました。

〔協議事項〕

- ・事業計画（案）について

事業計画（案）については、協議の上、了承された。

〔その他〕

- ・次回委員会は、令和6年4月10日午前10時から開催する旨確認。

令和6年第4回 生駒市選挙管理委員会 議案

(※個人情報の部分については省略している場合があります。)

令和6年第4回生駒市選挙管理委員会会議次第

と き 令和6年3月30日 午前10時00分

ところ 生駒市役所4階 401会議室

1 開会宣言

2 審議事項

生駒市選挙管理委員会委員長の選挙について

議案第8号 生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示の制定について

議案第9号 生駒市選挙管理委員会告示第1号の一部を改正する告示の制定について

3 協議事項

事業計画（案）について

4 その他

5 閉会宣言

議案第 8 号

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示の制定について

令和6年3月30日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新田 博司

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

生駒市選挙管理委員会規程（昭和48年7月生駒市選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とする。

「

委員会印
（名簿・入場券専用）

第20条中

生駒市選
挙管理委
員会之印

を削り、同条を第21条とし、第19条を

縦横10mm」

第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条中第4号を第8号とし、第3号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 公印の管理に関する事。

第17条第2号の次に次の3号を加え、同条を第18条とする。

(3) 所属職員の旅行命令に関する事（前条第1項第2号に係るものを除く。）。

(4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事（前条第1項第3号に係るものを除く。）。

(5) 所属職員の休暇届及び欠勤届に関する事。

第16条の次に次の1条を加える。

(補助執行等)

第17条 委員会は、法第180条の7の規定により、次に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるものとする。

- (1) 事務局長の宿泊を伴わない旅行命令に関すること。
- (2) 事務局職員の宿泊を伴う旅行命令に関すること。
- (3) 事務局職員の時間外勤務命令に関すること（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に限る。）。
- (4) 事務局長の休暇届及び欠勤届に関すること。
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の採用に関すること。
- (6) 事務局職員の人事評価に関すること。

2 前項の規定により補助執行させる事務の決裁については、市長の権限に属する事務の決裁の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(生駒市公職選挙事務執行規程の一部改正)

- 2 生駒市公職選挙事務執行規程（平成元年10月生駒市選挙管理委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

第63条中「第19条」を「第20条」に改める。

議案第 9 号

生駒市選挙管理委員会告示第1号の一部を改正する告示の制定について

令和6年3月30日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 新 田 博 司

生駒市選挙管理委員会告示第1号の一部を改正する告示

本文中「2 令和6年9月登録日 令和6年9月2日」を
「2 令和6年9月登録日 令和6年9月1日」に改める。